

## 単品スライド適用に係る補足について

### 1. 単品スライド適用に係る実際の購入価格の運用について

単品スライド適用にあたっての運用については、R4.6.17 付の青監号外により、実際の購入価格が実勢価格を上回る場合でも、その購入価格が適当であることを証明する書類を受注者が提出した場合は実際の購入価格をスライド額算出価格として採用できるとしておりましたが、R4.7.19 付けで国の単品スライド運用マニュアルが改定され、実際の購入価格を採用する場合の扱いが、以下のように定められましたので補足いたします。

### 2. 価格変動後の金額算定に用いる価格の採用方法について

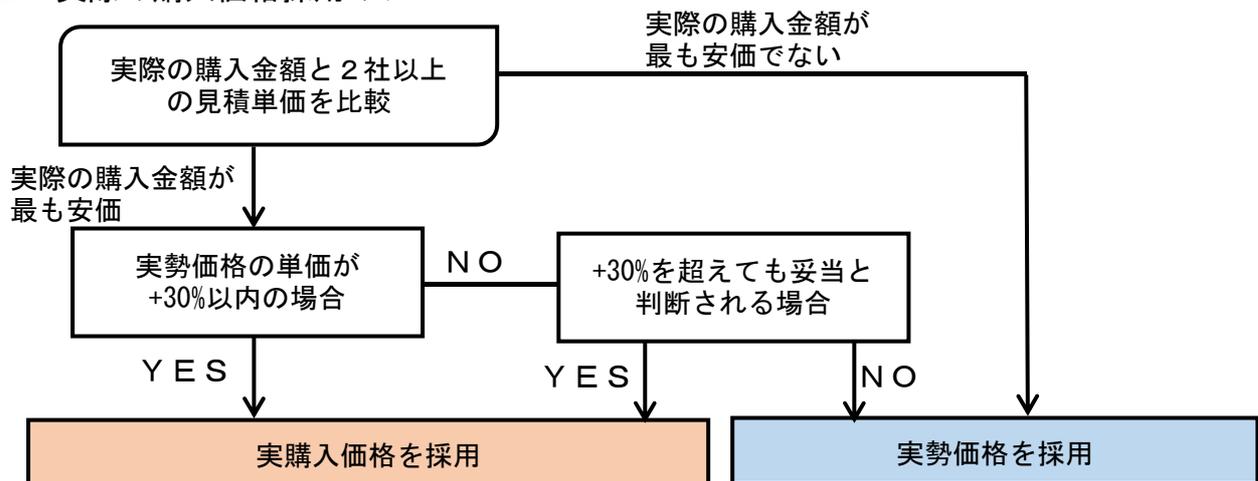
<第1段階>

- ・ 対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・ 確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月の単価で確認する。

<第2段階>

- ・ 第1段階で確認した購入単価が実勢価格の単価（落札率を考慮した単価）の+30%以内である場合は妥当であると判断。
- ・ ※現場への搬入が複数月に跨る場合は、加重平均を行い購入単価を決定する。
- ・ +30%を超えても妥当性が確認できれば採用可能とする。

### 3. 実際の購入価格採用のフロー



※+30%を超えるケースについては、整備企画課にご相談ください。物価調査会と協議の上、価格の妥当性について判断いたします。

～単品スライドの価格算定の流れ（発注者）～

① 実購入価格と実勢価格のどちらを使うか確認！

1)追加で2社見積りをとって実購入単価が最も安い確認

→見積りの方が安ければ実勢単価を採用。実購入単価が最安なら2)に進む

→実購入単価：代表月の購入単価（加重平均ではないので注意！）

→見積り単価：↑と同じ代表月の単価

2)実購入単価を1)で採用した場合、実勢単価と比較して+30%以内か確認

→+30%以内なら実購入単価で決定。②に進む、越えてたら要確認

→実購入単価：加重平均（要注意）

→実勢単価：加重平均

② ①で決まった価格で工事額の1%越えるか確認！

→実購入価格：実購入額

→実勢価格：加重平均

③ ②でOKだったら①で決まった価格でスライド額を算定！

→実購入価格：実購入額

→実勢価格：加重平均

